

入札公告

次のとおり一般競争に付すので、会計法第29条の3第1項及び予算決算及び会計令第74条の規定により公告します。

令和7年2月13日

支出負担行為担当官
中国運輸局長 金子 修久

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
文具・事務用品等購入単価契約
- (2) 仕様
仕様書のとおり
- (3) 納入期日
仕様書のとおり
- (4) 履行場所
仕様書のとおり

2. 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

3. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度一般競争及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「C」・「D」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 電子調達システムによる場合は、電子認証（IC）カードを取得していること。
- (4) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成9年5月30日官会第1242号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾した者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (8) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

4. 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

- (1) 交付期間
令和7年2月13日（木）から令和7年2月27日（木）まで

- (2) 場 所
広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 4階
中国運輸局総務部会計課 TEL(082)228-3435

5. 電子調達システムのURL
政府電子調達 (G E P S)
<https://www.geps.go.jp/>

6. 入札参加申請書の提出期限及び方法
令和7年2月27日(木) 15時00分までに上記5.に示すURLに、電子調達システムにより提出する。
ただし、電子入札によりがたい場合には以下によること。

入札参加申請書及び紙入札参加承諾願を下記の場所に期限までに提出すること。

- (1) 場 所 広島市中区上八丁堀 6-30
中国運輸局 総務部会計課
(2) 提出期限 令和7年2月27日(木) 15時00分

7. 競争執行の日時及び場所

- (1) 電子調達システムによる入札書の受領期限
令和7年3月4日(火) 15時00分
(2) 紙入札による入札日時及び場所
令和7年3月4日(火) 15時00分 必着
広島市中区上八丁堀 6-30
中国運輸局 総務部会計課
(3) 開札日時及び場所
① 日 時 令和7年3月5日(水) 10時00分
② 場 所 中国運輸局 5階第二会議室
広島市中区上八丁堀 6-30

8. 入札方法

- (1) 電子調達システムの利用
本案件は、証明書の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
- (2)
①紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記6.に示す場所に提出しなければならない。
②電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ(証明書等)を上記5に示すURLに提出しなければならない。
- (3) 入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
(紙入札方式による場合)
- (4) 入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、参加を希望する入札手続前までに都度委任状又は期間委任状が電子調達システムにおいて設定された場合に限り認めるものとする。ただし、紙入札方式による入札者であつて、代理人が入札する場合においては、上記委任状(様式4又は様式5)に署名し、参加を希望する入札案件の入札手続前までに提出しなければならない。
なお、入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 原則として、当該入札の執行において入札の執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセン

トに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が作業内容に合致したと判断される入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 入札保証金

会計法第29条の4第1項ただし書きの規定により免除する。

11. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札条件に示した条件に違反した入札は無効とする。

12. その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 詳細は、入札説明書による。